

広島県農業振興地域整備基本方針

平成24年3月

広島県

～ 目 次 ～

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項 (法第4条第2項第1号)	1
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に 関する事項 (法第4条第2項第2号)	6
第3	基本的事項 (法第4条第2項第3号)	9
1	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 (法第4条第2項第3号イ)	9
2	農用地等の保全に関する事項 (法第4条第2項第3号ロ)	10
3	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 (法第4条第2項第3号ハ)	12
4	農業の近代化のための施設の整備に関する事項 (法第4条第2項第3号ニ)	26
5	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 (法第4条第2項第3号ホ)	33
6	3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の 促進に関する事項 (法第4条第2項第3号ヘ)	35
7	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好 な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 (法第4条第2項第3号ト)	36

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

本県の農地面積は、基準年である平成21年は58.8千haであったが、都市化に伴う宅地等への転用及び耕作放棄地の発生増加等により毎年減少している。

近年の新鮮・安全・高品質な農畜産物に対する消費者ニーズに即するとともに、本県食料自給率の向上を図るため、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地等の確保は重要である。

また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業生産活動の実施により生ずるこれらの多面的機能が、将来にわたって適切かつ十分発揮されるようにしなければならない。

このため、国土の利用に関する基本構想を定めた広島県土地利用基本計画を基本とし、県北部の高冷地から南部の沿岸・島しょ部に至る多様な立地を活かし、担い手*中心の力強い農業構造の確立を進め、需要動向に即した生産振興対策、生産効率を上げるための農用地の効率的利用等の促進を図る必要がある。

農業振興地域の農用地区域内農地面積（耕作放棄地を除く。）は平成21年現在（平成21年12月1日）53.8千haであるが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「農振法」という。）の適正な運用、諸施策の推進等を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成32年度の農地面積は56.3千haの確保を目標とする。

※担い手とは、集落法人、農業参入企業、認定農業者（一般法人・個人経営）のことを指し、1人当たり所得500万円以上の者で構成する「経営力の高い担い手」を育成する。

（参考）

集落法人：集落（1～数集落）の農地の所有と利用を分離し、担い手となる農業法人に農地を集積することで、効率的・持続的な農業経営を行う法人。集落の住民で法人化を行なう『集落ぐるみ型（全戸参加型）集落法人』や、農業参入企業や個別の農家が集落の農地を担って法人化を行なう『担い手型集落法人』など、様々なタイプがある。（広島県農林水産チャレンジプラン抜粋）

(1) 確保すべき農用地等の面積(※)の目標

確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年	基準年 平成 21 年 目標年 平成 32 年
目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積	53,789ha
これまで(基準年までの5年間)のすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内の農地面積の減少	4,034ha
目標年までの集团的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進及び除外抑制等	3,220ha
目標年までの耕作放棄地の発生(荒廃)抑制	2,574ha
目標年までの荒廃した耕作放棄地の再生	772ha
目標年において確保すべき農用地等の面積の目標	56,321ha

※ 基本方針における「農用地等の面積」は、農用地区域内の農地面積から耕作放棄地の面積を除いたものである。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

① 農地の保全・有効利用

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用による優良農地の確保を基に、農業生産基盤の整備等による農業生産環境の高度効率化、農業振興施策の重点的かつ集中的な実施等による担い手への農地の集積を図ることにより、既存の耕作放棄地の解消及び耕作放棄地の発生防止に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

特に、農業生産条件の不利性を補正する中山間地域等直接支払制度の活用及び農地法(昭和27年法律第229号)第4章の遊休農地に関する措置の実施等により、耕作放棄地の発生防止・解消を推進する。

② 農業生産基盤等の整備

地域の農地のゾーニング・プランニングにより担い手への農地の集積を促進し、産業として自立できる持続可能な農業生産の確立に向け、農業の構造改革の推進に必要な農業生産基盤の整備を地域特性に応じて行う。

集落法人や農業参入企業等の担い手を核とした、生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立に資するため、土地利用型農業、施設型農業のいずれを志向する地域においても、園芸作物の安定供給・販売競争力の確保を目指し、実需者ニーズに応える既存産地の合理化・効率化のための整備や、新たな産地の生産条件整備を行う。

生活環境整備が必要な地域では、農業生産基盤の整備と一体的に、安全・安心確保のために必要な災害防止対策、鳥獣被害の防止対策とともに、農業生産活動を通じた耕作放棄地の発生抑制と復元について推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

③ 非農業的土地需要への対応（公用公共用施設の整備との調整）

農用地区域内の農用地については、将来にわたり確保すべきものであり、原則、農用地区域から除外は行わない。

やむを得ず農用地以外の用途に供する場合は、農振法第13条第2項の規定に基づく要件を全て満たすことを基本とするとともに、市町の振興に関する計画及び都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

また、市町の定める農業振興地域整備計画（以下「市町整備計画」という。）については、計画的な実施が重要であり、その変更は、農振法第12条の2に規定する基礎調査等に基づいて原則行う。

また、公用公共用施設の整備との調整については、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、農振法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

④ 交換分合制度の活用

農振法第13条の2の交換分合は、市町における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意し、農業振興地域内において農用地として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者、その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を活用する。

⑤ 推進体制の確立

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、市町整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の適正かつ円滑な運用を図ることとする。

このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、関係市町及び県農林業団体・商工会議所などの学識経験を有する者、市町においては関係農業団体、商工会、市町の関係団体及び地域住民から必要に応じて幅広い意見を求める。

市町整備計画の策定・変更に当たっては、市町整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、地域住民から意見書を提出する機会を付与することにより手続の公平性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進する。

⑥ その他本県の農業の特性を踏まえた施策の推進

本県は農地の多くが中山間地域に分布しており、農村における過疎化の進行、農業従事者の高齢化による農業生産活動の低下、農地の公益的機能の維持発揮に支障をきたす耕作放棄地の増大などの深刻な状態が進行している。

このため、集落法人や農業参入企業等の経営の高度化をはじめ、需要に応える産地の育成や、販売戦略を踏まえた生産・流通体制の構築を推進しており、これらの取り組みを実施することにより、耕作放棄地の発生を防止し農用地等の確保に努める。

(3) 農業上の土地利用の基本的方向

① 南部地帯

本地帯は、瀬戸内海を中心とした県の南部一帯であり、また、本県経済の拠点である広島都市圏及び備後都市圏の都市地域とその後背地及び瀬戸内海の島しょ部を包含する地域であり、総面積は県土の48%を占める。

気候は沿岸部及び島しょ部の温暖少雨な地域から冷涼で積雪もある内陸部まで多様である。平野部では都市化の進展により耕地が減少し、都市域の後背地及び島しょ部において厳しい条件の下で農業が展開されており、農家一戸当たりの経営耕地面積は小さい。

都市域及びその後背地に位置する地域の農業的土地利用は、県内の大消費地に隣接する有利性を活かし、需要の大きい野菜及び花きの産地形成を図り、地域内の農用地の効率的利用に努める。

また、島しょ部は、渡架橋の整備等により改善された交通輸送網を活かし、集約型野菜又はかんきつなどの園芸作物を中心に産地形成を進める。

この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域を設定しており、農業振興地域と都市的土地利用との調和を図ることが必要である。また、瀬戸内海国立公園区域が設定されていることから、自然環境保全との調和にも配慮する必要がある。

このため、農業振興地域は、都市計画法に基づき設定された都市計画区域内の市街化区域及び用途地域並びに森林地帯での林業的利用との調和に配慮しつつ、広島都市圏及び備後都市圏の後背地一帯並びに賀茂台地一帯、島しょ部、沼隈半島の農用地、混牧林地等について指定する。

② 中北部地帯

本地帯は、北を西中国山地に接する県の中北部一帯であり、総面積は県土の52%を占める。気候は冷涼多雨であり、山間部では豪雪地帯となる。

耕地は芸北高原、世羅台地、三次盆地、神石高原等のなだらかな地域を主体として農業が展開されており、農家一戸当たりの経営耕地面積は比較的大きい。

本地帯は、主要な農業地域を包含しており、担い手による農業生産体制が確立された地域と高齢・兼業農家主体で農業生産の縮小が加速する地域の二極化が顕在化しつつある。

今後、担い手の育成及び生産組織活動の積極的な推進により、将来にわたって本県農業の中核的な地位を占めるものと期待される地帯である。

本地帯の農業生産は、土地利用型農業が中心であり、需給の動向に即応した生産体制に再編成するとともに都市近郊に立地していた酪農、野菜等の立地移動を受け入れつつ、酪農、肉用牛、水稻のほか一部の地域で露地野菜等の立地条件に適応した主産地形成の進展が見込まれることから、農用地の効率的利用に努める。

また、林業的色彩の強い地域については、特用林産物のほか、杉・檜等の人工造林が進展しており、集約的林業と農業との複合的發展が見込まれるため、林地における肉用牛等の放牧と採草利用など有効な土地利用の促進を通じて、飼養頭数の拡大を図る必要がある。

このため、農業振興地域は、都市計画法に基づき設定された都市計画区域内の用途地域及び森林地帯での林業的土地利用との調和に配慮しつつ、世羅台地、太田川及び江の川流域、神石高原、芸北高原及び西部山間地域に存在する農用地、放牧可能な林地等について指定するとともに、比婆道後帝釈国定公園及び西中国山地国定公園など自然環境保全との調和に配慮し、農業上の土地利用を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）

（指定予定地域）

農業地帯名	指定予定地名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
南部地帯	広島地域 （広島市）	広島市安芸区阿戸町，佐伯区五日市町及び湯来町，安佐南区沼田町旧戸山村，安佐北区白木町，上深川町，小河原町，狩留家町，可部町，安佐町のうち，都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 31,262ha (農用地面積 2,530ha)	
	呉地域 （呉市）	呉市のうち，都市計画法の市街化区域，都市計画法の用途地域，港湾法の臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 14,988ha (農用地面積 4,325ha)	
	竹原地域 （竹原市）	竹原市のうち，都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 10,386ha (農用地面積 746ha)	
	三原地域 （三原市）	三原市のうち，都市計画法の市街化区域，都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 36,772ha (農用地面積 6,029ha)	
	尾道地域 （尾道市）	尾道市のうち，都市計画法の市街化区域，都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 24,186ha (農用地面積 6,454ha)	
	福山地域 （福山市）	福山市のうち，都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 36,999ha (農用地面積 5,258ha)	
	大竹地域 （大竹市）	大竹市のうち，都市計画法の市街化区域，市街化調整区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,393ha (農用地面積 213ha)	
	東広島地域 （東広島市）	東広島市のうち，都市計画法の市街化区域，都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 47,499ha (農用地面積 9,522ha)	

	廿日市地域 (廿日市市)	廿日市市旧原村, 旧佐伯町及び旧吉和村のうち, 都市計画法の用途地域, 国立公園及び国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 20,716ha (農用地面積 823ha)	
	江田島地域 (江田島市)	江田島市のうち, 都市計画法の用途地域, 防衛施設用地及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 5,566ha (農用地面積 2,344ha)	
	熊野地域 (熊野町)	熊野町のうち, 都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,009ha (農用地面積 215ha)	
	大崎上島地域 (大崎上島町)	大崎上島町のうち, 港湾法の臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 4,048ha (農用地面積 1,409ha)	
地帯計	1 2 地域		総面積 236,824ha (農用地面積 39,868ha)	
中北部 地帯	府中地域 (府中市)	府中市のうち, 都市計画法の市街化区域, 都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 16,369ha (農用地面積 1,816ha)	
	三次地域 (三次市)	三次市のうち, 都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 71,184ha (農用地面積 7,913ha)	
	庄原地域 (庄原市)	庄原市のうち, 都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 109,639ha (農用地面積 8,429ha)	
	安芸高田地域 (安芸高田市)	安芸高田市のうち, 都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 41,907ha (農用地面積 5,054ha)	
	安芸太田地域 (安芸太田町)	安芸太田町のうち, 国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 20,136ha (農用地面積 940ha)	
	北広島地域 (北広島町)	北広島町のうち, 都市計画法の用途地域, 国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 45,306ha (農用地面積 4,527ha)	
	世羅地域 (世羅町)	世羅町のうち, 都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 27,586ha (農用地面積 4,208ha)	
	神石高原地域 (神石高原町)	神石高原町のうち, 規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 33,811ha (農用地面積 3,547ha)	

地帯計	8 地 域		総面積 365,938ha (農用地面 36,434ha)	
県 計	2 0 地 域		総面積 602,762ha (農用地面 76,302ha)	

(農用地面積は平成21年12月1日現在)

第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）

1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

（1）農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業従事者の急激な減少、高齢化及び耕作放棄地の増大が深刻である農村地域の現状を踏まえ、産業として自立できる持続可能な農業の確立に向け、担い手の育成・確保など、農業構造の改革の推進に必要な農業生産基盤の整備を地域の特性に応じて、環境との調和及び生物多様性の保全に配慮しつつ推進する。

① 原則として農用地区域を対象に実施

ほ場整備、かんがい排水施設整備など力強い農業構造の確立を支える生産基盤対策に重点を置き、着実な整備を図る。

農業農村資源を守り活用するため、既存の農業水利施設、農道など更新期を迎える土地改良施設においては、適期的確な評価・診断、劣化予測、これらに基づく補修など計画的・効率的な管理による施設の長寿命化を図り、維持管理を含めたトータルコストを低減するストックマネジメントにより安定的な農業経営の継続を図る。

また、これらと併せ農村地域における快適な生活空間を創出するため、農業の安定経営に必要な災害防止対策と、安全・安心で快適な生活環境整備を地域の実情に即して推進する。

② 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備の推進

沿岸島しょ部から中国山地まで、それぞれの気象条件と立地を活かした、多種多様な生産活動に応じた、農業生産基盤の整備を推進する。

（2）農業地帯別の構想

① 南部地帯

集約型野菜又はかんきつを中心とした島しょ部・沿岸地域では、担い手中心の農業構造への転換を図るため、小規模分散した農用地の集積に必要なほ場整備及び農用地造成並びに農用地間を効率的に結ぶ連絡農道及び園内道の整備により、低コスト・省力化、農用地の流動化及び高品質化を推進する。

また、恒常的な農業用水不足を解消するため、農業用水の安定的確保及びかんがい排水施設の整備・維持補修を進めるとともに、基幹的な農道の整備により、広域農業施設を核とした、かんきつの集荷及び生産資材の搬入の効率化を推進する。

さらに、生産条件に恵まれない畑及び棚田を緩傾斜の里山と一体的に活用し、牧草地

又は放牧地としての利用を促進するため、自給飼料基盤の整備を推進する。

② 中北部地帯

経営力の高い担い手を核とした効率的な土地利用型農業の再構築を基本に、競争力のある施設型農業の産地づくりなどを総合的に取組むため、ほ場整備、農業用排水施設整備など農業生産基盤の整備を推進し、農用地の集積、低コスト化及び園芸作物への転換を図る。

また、これら担い手の経営の高度化の実現に向け、かんがい排水施設、暗渠排水、客土等の整備により、園芸作物等の導入を促進する

一方、生産条件に恵まれない畑及び棚田を緩傾斜の里山と一体的に活用し、牧草地又は放牧地としての利用を促進するため、自給飼料基盤の整備を推進する。

(3) 広域整備の構想

広域的な農業生産基盤の整備については、地域の実情、経済的条件等から、より効果的なものについて、ほ場条件の整備、農道の整備等を推進する。

① ほ場整備

ほ場整備を契機とした小規模で零細な農地の面的集積により、経営力の高い担い手を核とした効率的な土地利用型農業の再構築並びに競争力のある施設型農業の産地づくりを推進する。

② 農道の整備

ア 果樹、野菜、米、酪農等の主産地の形成を図るとともに、各産地間の広域連携を強め、生産団地の広域化、農産物の品質の統一及び計画的な出荷体制の確立を図るため、継続地区の計画的な執行により早期の効果発現を図る。

イ かんきつを主体とした島しょ部については、生産団地間及び生産団地と選果場・加工施設などの施設を結ぶ農道の整備により、消費者ニーズに対応しうる安定供給体制の確立を図る。

2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

(1) 農用地等の保全の方向

① 農用地等の保全の必要性

農用地等は、食料等の農産物の供給の基盤であることはもちろんのこと、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の維持など農業生産活動が行われることにより公益的機能が維持発揮される基盤でもあることから、これらの農用地等のもつ機能を良好に保全していくことは重要である。

また、土地利用の観点からも、市街地の無秩序な拡大を防止し、自然環境を保全する重要な役割を担っている。

農村地域、とりわけ中山間地域においては、農業従事者の急激な減少及び高齢化により農業生産活動の低下が深刻化しており、耕作放棄地の発生の増加のほか、公益的機能が十分発揮されないことによる災害発生の危険性が懸念され、農用地等の保全のための対策が早急に求められている。

② 農用地等の保全の基本的方向

中山間地域等直接支払制度等を活用するとともに、農用地利用改善団体等の設立を促進し、農業生産活動の体制整備と継続的な実施により耕作放棄地の発生防止・解消に努める。

なお、農業生産基盤の整備に当たっては、保全すべき農用地の範囲を明確にし、地域特性に応じた農業生産基盤の整備を行なうことで、担い手の持続的な農業生産活動を支援する。

また、集落機能の低下により農用地及び農業用水等の地域資源の適切な保全管理が困難となっている地域においては、農業者だけでなく地域住民も含めた多様な主体の参画による保全管理を進める。

(2) 農用地等の保全のための事業

① 農用地等の崩壊を防止するための防災施設整備等の事業

農業生産の維持及び県土保全に資するため、ため池の整備、地すべり防止対策等により、農用地・土地改良施設等の災害の未然防止及び機能回復を図る。

また、中山間地域の田畑及び樹園地の多くが急傾斜地にあり、土壌侵食、崩壊等の危険性が高いため、これら農地の保全を推進する。

② ほ場整備等による耕作放棄地の解消

耕作放棄地は、周囲の優良農地に悪影響を及ぼすだけでなく、公益的機能の発揮をも阻害することから、ほ場整備等により周辺農地と一体的に整備し、担い手への農地の集積を図る。

(3) 農用地等の保全のための活動

① 耕作放棄地の発生防止に向けた取組みへの支援

耕作放棄地は、農業従事者の急激な減少及び高齢化により年々増大する傾向にあり、食料の安定供給のための農用地の確保という観点から、その発生防止及び解消は極めて重要な課題である。

そのため、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策等各種事業を活用し、農業生産活動を通じた耕作放棄地の発生防止、さらには既存耕作放棄地の解消を促進することにより、適切な農業生産活動等と農用地の保全管理を図る。

② 担い手への農用地集積の促進

耕作放棄地の増大が懸念される中で、優良な農用地を有効に活用し農業生産の拡大を図っていくため、担い手への農用地集積を促進し、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を進める。

③ 集落協定に基づく棚田の持続的な保全活動

県内に広く分布している棚田等は、農業従事者の高齢化等に加え、生産条件の悪さから耕作放棄地の増大及び農業生産活動を通じて生ずる公益的機能の低下により、災害を誘発する危険性など周辺農用地をも含む悪影響が懸念される。

このような状況の中で、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策等を活用し、棚田等の保全に努める。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

(1) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県の農業は、多様な自然条件と恵まれた市場条件の下で、多様な農産物を生産し、地域の基幹的産業の一つとして重要な位置を占めてきた。

しかしながら、農村地域の過疎化に伴い、農家戸数、農業従事者は減少し、若い後継者の参入も極めて少なく、高齢化が進行している。

今後は、基幹的農業従事者の減少と耕作放棄地の更なる発生増加が予想されること、本県の農業経営規模が全国に比べ零細な状況にあることなどから、競争力のある農業構造の確立が急務となっている。

このような課題に対処し、農村地域の基幹産業である農業の活性化を図るためには、担い手を加速度的に育成し、担い手を中心とした農業構造への転換を進めるとともに、地域内の農家、生産組織及び関係機関が互いに機能分担又は補完、連携を図り、地域の実情に即した効率的生産システムを構築し、生産性の高い地域農業を確立することが重要であ

り、そのための各種施策を総合的に展開する必要がある。

なかでも地域農業を支える担い手については、収益性の高い効率的かつ安定的な農業経営体として育成するとともに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、施策を重点的かつ集中的に実施していくことが重要である。

このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成目標の実現に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする担い手に対し、農用地の利用集積、経営管理の合理化及びその他農業経営基盤を強化するための措置を総合的に推進する必要がある。

また、地域農業を支える担い手の確保・育成が困難である地域については、農用地利用改善団体設立による農用地の利用集積を図り、近隣地域の担い手や企業参入を促進するなど、地域の実情に即し、地域農業の維持・発展のために必要な仕組みづくりを構築する。

① 育成すべき農業経営

ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以内）及び年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得500万円以上）の水準を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これら農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

なお、本県農業の中心となる高付加価値型農業については、収益性の高い施設園芸、畜産などの導入及びその産地形成を積極的に推進する。

また、経営改善の進捗状況に応じ、計画的な高生産性機械施設の導入を推進する。

イ 経営力の高い担い手の育成

土地利用型農業については、これまでの家族経営を対象とした農地流動化対策では、低コスト化・規模拡大に一定の限界があることから、農地を面的に集積し効率的な経営を行うことのできる集落法人の育成を重点的に推進する。

また、企業の農業参入を促進し地域農業の核として農業ビジネスの仕組みを確立する。

ウ 経営体区分

経営内容から、経営体区分を「集落法人（ビジネス拡大型）、（経営発展型）、（地域貢献型）」、「農業参入企業」、認定農業者のうち「一般法人」及び「個別経営」の4区分とする。

エ 営農類型の区分

経営モデルの日安 (販売額, 経営面積, 常時従事者数)	経営内容
ビジネス拡大型集落法人 (12千万円以上, 40ha, 3人以上)	<ul style="list-style-type: none"> 産地仕組みの核となる集落法人 農業生産活動に加え, 流通, 販売の垂直方向への経営展開を実現
経営発展型集落法人 (8千万円, 35ha, 2~3人)	<ul style="list-style-type: none"> 水稻依存体質から脱却 農業生産活動において自立した経営 産地を支える大規模栽培経営
地域貢献型集落法人 (2.5~5千万円, 25~30ha, 0~1人)	<ul style="list-style-type: none"> 地域保全を主目的として活動 経営資源のほとんどは集落内調達 一部高収益作物等を導入
農業参入企業 (10千万円以上, 10ha, 4人以上)	<ul style="list-style-type: none"> 異業種から農業に参入し, 農地の権利を取得し, 事業計画の策定及び3千万円程度の売上規模を満たす企業
認定農業者(一般法人) (3千万円以上, 3ha, 2人以上)	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法(昭和55年第65号)第12条第1項の規定により, 農業者が自ら農業経営改善計画を作成, 市町に申請し, 基準に適合するとして市町から認定を受けた計画の作成者
認定農業者(個別経営) (1千万円以上, 1ha, 1人以上)	

② 農用地の利用集積の推進

県内のほ場整備率は要ほ場整備水田面積の90%を超えたが、担い手への農用地利用集積は十分に進んでいないため、農用地利用改善事業を活用しながら、地域における話し合いによる合意形成を促しつつ、利用権設定等促進事業や、農地利用集積円滑化事業等を活用して、担い手への農用地利用集積を進め、経営力の高い担い手を中心とした効率的な営農体系の構築を推進する。

③ 農用地の効率的な利用の促進(耕作放棄地の活用, 耕地利用率の向上)

農業経営の基盤の強化に資するものとなるよう、②の取組みを基本とする。

(2) 農業地帯別の構想

(主要な営農類型)

(1) 集落法人

ア ビジネス拡大型

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式	中北部	南部
			主たる従事者	補助従事者			
1	水稻専作	<p><作付面積> 水稻 120ha</p>	6	3	<p><資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 乗用管理機 <その他> ・ 稚苗移植と直播を組み合わせた作付体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稻品種の構成とする ・ 乾燥調製は外部委託 ・ 無人へりを利用した防除を外部委託</p>	○	
2	水稻 + トマト	<p><作付面積> 計 10ha トマト 3ha 水稻 7ha</p>	5	10	<p><資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, ハウス, かん水施設 <その他> ・ セル苗を購入し中間育苗を実施 ・ 稚苗移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稻品種の構成とする</p>	○	○
3	水稻 + 露地野菜	<p><作付面積> 計 40ha 水稻 20ha キャベツ 10ha にんじん 10ha</p>	3	14	<p><資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, 畝立てマルチャー, ライムソウワ, 全自動移植機, ブームスプレーヤー, 運搬車, 吸引精密播種装置, 播種機, 管理機, にんじん収穫機, にんじん洗浄機, かん水施設 <その他> ・ 稚苗移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稻品種の構成とする</p>	○	○

イ 経営発展型

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式	中北部	南部
			主たる従事者	補助従事者			
1	水稲 + アスパラガス	<p><作付面積> 計 35ha 水稲 20ha 露地アスパラガス 1ha 施設アスパラガス 2ha その他 12ha</p>	3	5	<p><資本装備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 自走式防除機, 畝立てマルチャー, ライムソウワ, 全自動移植機, プームスプレーヤー, 運搬車, 吸引精密播種装置, 管理機, ハウス, パーナー, かん水施設 <その他> ・ 稚苗移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種の構成とする</p>	○	○
2	水稲 + 露地野菜	<p><作付面積> 計 35ha 水稲 20ha キヤベツ 7ha たまねぎ 7ha その他 1ha</p>	3	4	<p><資本装備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, 畝立てマルチャー, ライムソウワ, 全自動移植機, 定植機, プームスプレーヤー, 運搬車, 吸引精密播種装置, ロータリ, マニユアスプレッダ, 仕上げ機, 選別機, ブロードキヤスタ, 乗用管理機, トツプカー, タマネギピッカー, 収穫機, 剪葉機, かん水施設 <その他> ・ 稚苗移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種の構成とする</p>	○	○
3	水稲 + 施設野菜	<p><作付面積> 計 35ha 水稲 20ha ほうれんそう 2ha その他 13ha</p>	2	9	<p><資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, ハウス, 予冷库, 土壌消毒機, かん水施設, マニユアスプレッダ, フロントローダー, 管理機, 真空播種機, 袋詰め機, 出荷調整機 <その他> ・ 稚苗移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種の構成とする</p>	○	○
4	水稲 + 畜産 + 露地野菜	<p><作付面積> 計 63ha 水稲 50ha ばれいしよ 1.5ha さとしいも 1.5ha 放牧 10ha <飼育頭数> 50頭</p>	3	1	<p><資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, 管理機, 牛舎, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー, かん水施設</p>	○	○

5	ぶどう + 水稲	<作付面積>計 10ha ぶどう 6ha 水稲 4ha	3	9	<資本設備> 果樹棚, ハウス, 暖房機, トンネルメッシュ, かん水施設, 防風網, スピードスプ レイヤー, バックホー <その他> ・無核栽培	○	○
---	----------------	-----------------------------------	---	---	--	---	---

ウ 地域貢献型

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式	中北 部	南部
			主たる 従事者	補助 従事者			
1	水稲 + 露地野菜	<作付面積>計 10ha 水稲 18ha 露地アスパラガス 1ha キャベツ 3ha ばれいしょ 3ha その他 5ha	1	4	<資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, バーナー, かん水施設 <その他> ・稚苗移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稲品種の構成とする	○	○
2	水稲 + アスパラ ガス	<作付面積>計 32ha 水稲 20ha 露地アスパラガス 1ha 施設アスパラガス 1ha その他 10ha	1	4	<資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 自走式防除機, バーナー, ハウス, かん水施設 <その他> ・稚苗移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稲品種の構成とする	○	○
3	水稲 + 畜産 + 露地野菜	<作付面積>計 50ha 水稲 39ha その他 1ha 放牧 10ha <飼育頭数> 20頭	1	2	<資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, 管理機, 牛舎, 堆肥舎, 放牧施設 (電 気牧棚), フロントローダー, かん水施設	○	○

(2) 農業参入企業

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式	中北部	南部
			主たる従事者	補助従事者			
1	野菜専作 (施設野菜)	<作付面積> トマト (又は軟弱野菜) 3ha	5	5	<資本装備> ハウス, 動力噴霧機, かん水施設 <その他> ・セル苗を購入し中間育苗を実施	○	○
2	野菜専作 (露地野菜)	<作付面積> 各種野菜 10ha	10	6	<機械化一貫経営> キャベツ, にんじん, だいこん, 玉ねぎ, 白ねぎ, 青ねぎ, ほうれんそう, アスパラガス等の中から地域の実情により選択, 1品目以上2ha以上とする <その他> ・作目に応じた機械資本等の整備を行う	○	○
3	畜産専作 (肥育)	<飼育頭数> 広島牛 300頭	1	3	<資本設備> 牛舎, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー <その他> (飼料箱の場合) ・飼料箱は全量外部依存	○	○
4	果樹専作 (ぶどう)	<作付面積> ピオーネ 6ha (加温2ha, 簡易被覆4ha)	3	9	<資本設備> 果樹棚, ハウス, 暖房機, トンネルメッシュ, かん水施設, 防風網, スピードスプレイヤ, バックホ <その他> ・無核栽培	○	○
5	花き専作 (露地きく)	<作付面積> きく 3ha	2	9	<資本設備> 育苗ハウス, 電照設備, うね成型機, かん水施設, 動力噴霧機, 選別機, 結束機, 予冷库	○	

(3) 一般法人

No	経営類型	経営規模	労働力		生産方式	中北部	南部
			主たる従事者	補助従事者			
1	水稻専作	<作付面積> 水稻 100ha	5	3	<資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 乗用管理機 <その他> ・ 稚苗移植と直播を組み合わせた作付体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稻品種の構成とする ・ 乾燥調製は外部委託 ・ 無人へりを利用した防除を外部委託	○	○
2	野菜専作 (トマト)	<作付面積> トマト 2ha	2	13	<資本設備> ハウス, 動力噴霧機, かん水施設 <その他> ・ セル苗を購入し中間育苗を実施	○	○
3	野菜専作 (ほうれんそう)	<作付面積> ほうれんそう 2ha	2	15	<資本設備> ハウス, 予冷库, 動力噴霧機, 土壌消毒機, かん水施設, マニユアスプレッダ, フロントローダー, 管理機, 真空播種機, 袋詰め機, 出荷調製機 <その他> ・ 雨よけハウス	○	○
4	野菜専作 (水耕青ねぎ)	<作付面積> 青ねぎ 1.8ha	2	20	<資本設備> ハウス, 水耕プラント, 養液加温機, 皮むき機, 袋詰め機, 結束機	○	○
5	野菜専作 (キャベツ)	<作付面積> キャベツ 10ha	2	20	<資本設備> 畝立てマルチャー, ライムソフナー, 全自動移植機, ブームスプレーヤー, 運搬車, 吸引精密播種装置, かん水施設	○	○
6	野菜専作 (わげぎ)	<作付面積> わげぎ 5ha	2	20	<資本設備> 動力噴霧機, 皮むき機, かん水施設, 管理機	○	○

7	野菜専作 (アスパラ ガス)	<作付面積>計5ha 露地アスパラガス 2ha 施設アスパラガス 3ha	3	25	<資本設備> ハウス, 自走式防除機, ロータリー, クローラ式運搬機, バーナー, かん水施設	○	○
8	果樹専作 (柑橘)	<作付面積>計4.5ha 極早生 0.2ha 早生 0.4ha いしじ 0.4ha デコポン 0.5ha レモン 1.6ha ネーブル 0.3ha はるか 0.5ha はるみ 0.3ha 八朔 0.3ha	2	2	<資本設備> 貯蔵庫, 予措追熟施設, 貯水槽, 薬剤混合槽, かん水施設, スピードスプレイヤー, フォークリフト, 中耕機	○	
9	果樹専作 (ぶどう)	<作付面積> ピオーネ 3.2ha (加温1ha・簡易被覆 2.2ha)	2	4	<資本設備> 果樹棚, ハウス, 暖房機, トンネルメッシュ, かん水施設, 防風網, スピードスプレイヤー, バックホ <その他> ・無核栽培	○	○
10	果樹専作 (なし)	<作付面積> なし (幸水 1.7ha・豊水 3.4ha)	2	6	<資本設備> 果樹棚, スピードスプレイヤー, ロータリーカッター, ブロードキャスタ, 防風網, マニユアスプレッタ, 花粉採取器, かん水施設 <その他> ・大苗育苗方式	○	○
11	果樹専作 (ブルーベ リー)	<作付面積> ブルーベリー 4ha (生食 2.8ha・加工 1.2ha)	3	6	<資本設備> 乗用草刈機, かん水施設, モノラック, 動力噴霧機, フォークリフト, 中耕機	○	○
12	花き専作 (施設き く)	<作付面積> きく 2ha	2	19	<資本設備> ハウス, 暖房機, 電照設備, うね成型機, かん水施設, 動力噴霧機, 選別機, 結束 機, 予冷库	○	○

13	花き専作 (花壇苗)	<作付面積> 花壇苗 0.9ha	2	13	<資本設備> ハウス, ベンチ, バックホー, 電熱線施設, 底面給水施設, 予冷庫, 暖房機 <その他> ・パンジー他	○	○
14	畜産専作 (繁殖)	<飼養頭数等> 広島牛 200頭 飼料作物 20ha	2	1.6	<資本設備> 牛舎, 管理機, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー <その他> ・飼料稲の播種, 除草剤散布, 防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○
15	畜産専作 (肥育)	<飼養頭数等> 広島牛 300頭 飼料作物 3ha	1	2.75	<資本設備> 牛舎, 管理機, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー <その他> (飼料稲の場合) ・飼料稲の播種, 除草剤散布, 防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○
16	畜産専作 (酪農)	<飼養頭数等> 100頭 飼料作物 10ha	2	4.9	<資本設備> 牛舎, 管理機, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー, 搾乳装置, 哺乳 ロボット <その他> (飼料稲の場合) ・飼料稲の播種, 除草剤散布, 防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○
17	畜産専作 (養豚)	<飼養頭数> 6,000頭	2	8.7	<資本設備> 豚舎, 運動場, 糞尿処理施設, スキッドステアローダ, 除糞機, 飼料ホッパー, 豚 銜器, 自動給餌器 <その他> ・繁殖肥育一貫経営	○	○
18	畜産専作 (養鶏)	<飼養羽数> 30万羽	2	25	<資本設備> 鶏舎, 糞尿処理施設, 除糞機	○	○

(4) 個別経営

No.	経営類型	経営規模	労働力		生産方式	中北部	南部
			主たる従事者	補助従事者			
1	水稲専作	<作付面積> 水稲 15ha	1	0	<資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機 <その他> ・ 稚苗移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種の構成とする	○	○
2	水稲 + 大豆	<作付面積>計 16ha 水稲 7ha 大豆 3ha 作業受託 6ha (耕起, 田植, 収穫 各 6ha)	1	0	<資本設備> 田植機, コンバイン, 育苗施設, 動力噴霧機, 播種機, ビーンハーベスタ, 脱粒機 <その他> ・ 稚苗移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種の構成とする	○	○
3	野菜専作 (トマト)	<作付面積> トマト 0.6ha	2	3	<資本設備> ハウス, 動力噴霧機, かん水施設 <その他> ・ セル苗を購入し中間育苗を実施	○	
4	野菜専作 (促成トマト)	<作付面積> トマト (促成栽培) 0.3ha	2	4	<資本設備> ハウス, 動力噴霧機, 暖房機, 換気扇, かん水施設 <その他> ・ ハウス促成栽培		○
5	野菜専作 (きゅうり)	<作付面積> きゅうり (促成栽培) 0.4ha	2	5	<資本設備> ハウス, 育苗ハウス, 電熱温床, 自走式防除機, 土壌消毒機, 暖房機, 換気扇, かん水施設 <その他> ・ 半促成と促成栽培を組み合わせた加温栽培		○
6	野菜専作 (ほうれんそう)	<作付面積> ほうれんそう 0.6ha	2	3	<資本設備> ハウス, 予冷库, 動力噴霧機, 土壌消毒機, かん水施設, マニュアルスプレッダ, 管理機, 真空播種機, 袋詰め機 <その他> ・ 雨よけハウス	○	○

7	野菜専作 (水耕青ねぎ)	<作付面積> 青ねぎ(水耕) 0.5ha	2.5	0	<資本設備> ハウス、水耕プラント、養液加温機、皮むき機、袋詰め機、結束機 <その他> ・フェノール樹脂培地育苗による6作周年栽培、養液加温	○	○
8	野菜専作 (土耕青ねぎ)	<作付面積> 青ねぎ(土耕) 0.5ha	2.5	1	<資本設備> 予冷施設、ハウス、かん水防除施設、動力噴霧機、皮むき機、袋詰め機、結束機 <その他> ・土耕栽培、周年出荷	○	○
9	野菜専作 (いちご)	<作付面積>計 0.5ha いちご 0.4ha いちご苗 0.1ha	2.5	1	<資本設備> ハウス、育苗ハウス、育苗装置一式、高設栽培システム、グラウンドシート、暖房機、動力噴霧機、給液設備、予冷庫、遮光資材 <その他> ・広島型高設システムによるハウス促成栽培	○	○
10	野菜専作 (キャベツ)	<作付面積> キャベツ 5ha	1	3	<資本設備> 動力噴霧機、畝立てマルチャー、ライムソフワ、全自動移植機、ブームスプレーヤー、運搬車、吸引精密播種装置、予冷庫、かん水施設	○	○
11	野菜専作 (わけぎ)	<作付面積> わけぎ 0.7ha	2	3	<資本設備> 動力噴霧機、皮むき機、かん水施設、管理機、袋詰め機、結束機、動力噴霧機	○	○
12	野菜専作 (アスパラガス)	<作付面積>計 1ha 露地アスパラガス 0.5ha 施設アスパラガス 0.5ha	2	10	<資本設備> ハウス、自走式防除機、かん水施設、バーナー	○	○
13	野菜専作 (だいこん)	<作付面積> だいこん 2.5ha	2	11	<資本設備> 水槽、トップカー、動力噴霧機、マルチャー、洗浄機、かん水施設 <その他> ・トンネル、マルチ	○	○

14	果樹専作 (柑橘)	<p><作付面積>2.5ha 極早生 0.2ha 早生 0.3ha いしじく 0.3ha ネーブル 0.1ha 八朔 0.2ha デコポン 0.3ha はるか 0.3ha はるみ 0.1ha レモン 0.7ha</p>	1	2	<p><資本設備> 貯蔵庫, 予措追熟施設, 貯水槽, 薬剤混合槽, かん水施設, スピードスプレイヤー, フォークリフト, 中耕機 <その他> ・露地栽培</p>	○
15	果樹専作 (ぶどう)	<p><作付面積> ピオーネ 2ha (加温 0.4ha・簡易被覆 1.6ha)</p>	1	2	<p><資本設備> 果樹棚, ハウス, 暖房機, トンネルメッシュ, かん水施設, 防風網, スピードスプレ イヤー, 中耕機 <その他> ・無核栽培</p>	○
16	果樹専作 (なし)	<p><作付面積>計 2.7ha なし(幸水) 0.9ha なし(豊水) 1.8ha</p>	1	5	<p><資本設備> 果樹棚, 多目的ネット, スピードスプレイヤー, ローターカッター, ローターリ プロードキヤスタ, マニュアスプレッタ, 花粉採取器, かん水施設 <その他> ・無袋栽培, 2本主枝, スピードスプレイヤーは3戸共同</p>	○
17	果樹専作 (いちじく +柑橘)	<p><作付面積>計 1ha いちじく 0.3ha いしじく 0.2ha デコポン 0.2ha レモン 0.3ha</p>	1	1	<p><資本設備> 貯蔵庫, 予措追熟施設, 貯水槽, 薬剤混合槽, かん水施設, 動力噴霧機, モノラッ ク, フォークリフト, 中耕機 <その他> ・いちじくは開心自然形2本主枝, 早期摘心</p>	○
18	花き専作 (露地さ く)	<p><作付面積> きく 1.5ha</p>	1	5	<p><資本設備> 育苗ハウス, トップカー, うね成型機, かん水施設, 動力噴霧機, 選別機, 結束機, 予冷庫, 電照設備 <その他> ・露地, マルチ栽培</p>	○
19	花き専作 (施設さ く)	<p><作付面積> きく 1ha</p>	1	10	<p><資本設備> ハウス, 暖房機, 電照設備, うね成型機, かん水施設, 動力噴霧機, 選別機, 結束 機, 予冷庫 <その他> ・ハウスで年2作</p>	○

20	花き専作 (花壇苗)	<作付面積> 花壇苗 0.45ha	1	7	<資本設備> ハウス, ベンチ, バックホー, 電熱線施設, 底面給水施設, 予冷库, 暖房機 <その他> ・パンジー他	○	○
21	畜産専作 (繁殖)	<飼養頭数等> 広島牛 50頭 飼料作物 5ha	1	0	<資本設備> 牛舎, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー <その他> (飼料稲の場合) ・飼料稲は全量外部依存	○	○
22	畜産専作 (肥育)	<飼養頭数等> 広島牛 200頭 飼料作物 2ha	1	1.5	<資本設備> 牛舎, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー <その他> (飼料稲の場合) ・飼料稲は全量外部依存	○	○
23	畜産専作 (交雑種等 肥育)	<飼養頭数等> 300頭 飼料作物 3ha	1	2.2	<資本設備> 牛舎, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー <その他> (飼料稲の場合) ・飼料稲は全量外部依存	○	○
24	畜産専作 (酪農)	<飼養頭数等> 50頭 飼料作物 5ha	1	2.45	<資本設備> 牛舎, 管理機, 堆肥舎, 放牧施設 (電気牧柵), フロントローダー, 搾乳装置, 哺乳口ポット <その他> (飼料稲の場合) ・飼料稲の播種, 除草剤散布, 防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○
25	畜産専作 (養豚)	<飼養頭数> 1,000頭	2	1.47	<資本設備> 豚舎, 運動場, 糞尿処理施設, スキッドステアローダ, 除糞機, 飼料ホッパー, 豚衡器, 自動給餌器 <その他> ・繁殖肥育一貫経営	○	○
26	畜産専作 (養鶏)	<飼養羽数> 3万羽	1	2.45	<資本設備> 鶏舎, 糞尿処理施設, 除糞機	○	○

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号二）

本県の農業経営は、中山間地域等の土地条件の不利性に加え、農業機械及び施設の投資水準が高く、米をはじめ農産物の生産費が全国に比べて割高となる大きな要因になっている。

こうした状況に対処するため、担い手に対する資材費低減の取組強化を推進するため地域流通の関係者と連携するとともに、高性能農業機械及び施設の効率的利用を図り生産費の低減を図る。

また、生産、流通及び加工施設については、近年の技術革新に対応するとともに、多様な流通形態及び消費者のニーズに対応した活用促進を図る。

さらに、副産物の有効利用を図るための施設整備並びに廃棄ビニール、農業空容器など農業廃棄物の適正な回収処理の推進及び家畜排せつ物を適正に処理するための施設整備等を環境保全に配慮して進める。

これら施設の配置に当たっては、施設の配置協定、交換分合などを活用して優良農用地の保全に留意するとともに、省資源、省エネルギーの観点から間伐材又は水力の利用など地域資源を積極的に活用し、地域の特性を活かした農業用施設の整備を図る。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の基本的な方針は次のとおりである。

(1) 農業地帯別の農業近代化施設整備の方向

① 南部地帯

本地帯の農業生産は、広島都市圏及び備後都市圏といった県内の大消費地に近接し、都市の農畜産物の需要を満たすとともに、その消費の動向を敏感に感ずることのできる有利な位置にあるため、需要の大きい施設型を中心とした野菜、果樹、花き、畜産等を中心とした資本集約的農業を中心に推進する一方、稲作等土地利用型作物については、生産の合理化を積極的に推進するため、農地の面的な集積を図っていく。

そこで、本地帯における重点作目は、米、麦、大豆、野菜、果樹、花き、い草、乳用牛、肉用牛、豚、鶏及び飼料作物とし、今後における生産技術及び生産体制のあり方並びに農業近代化施設の整備は、次の方針による。

ア 米

米は、生産コストの削減及び生産性の向上、高品質米の安定供給を目標に、麦・大豆等を組合せた水田営農の確立及び売れる米づくりを推進するため、低コスト栽培等新技術の導入・普及並びに共同利用施設の整備及び利用を促進する。

イ 麦

麦は、水田の高度利用を中心とした生産振興を図り、実需者ニーズに即した良質麦の安定供給及び収益性の向上を目標に、2年3作等の輪作体系への移行及び地場での加工・販売の取組を積極的に推進するため、効率的な生産体制、品質管理システムの構築、栽培技術の向上、排水対策の徹底、共同乾燥調製施設の活用等を促進する。

ウ 大豆

大豆は、重点振興地域を中心に、重要な水田営農の作物として生産振興を行い、実需者ニーズに対応した品種導入及び水田経営所得安定対策の対象となりうる高品質な大豆生産とともに、地場での加工・販売を行うなど売れる大豆づくりを推進するため、排水対策の徹底及び品質・単位収量の向上に向け生産体系の団地化・組織化・機械化を促進する。

エ 野菜

野菜は、水田を利用した高収益作物として、担い手を中心とした産地の育成・強化を図るため、温室、ハウス施設、集出荷施設等の基幹的施設の整備を推進する。

なお、沿岸・島しょ部を中心に温暖な気候条件を活かし、施設の導入等により、冬春野菜の供給基地として一層の推進を行なうとともに、担い手を中心とした産地構造への転換を図る。また、広域的な共同選果場等の出荷体制の整備により生産者の負担軽減を図り、新規参入及び経営規模の拡大を推進する。

一方、都市近郊地域では、大消費地に近いという有利性を活かし、軟弱野菜を主体とした多品目周年栽培により高収益をあげる経営を推進する。

また、省力技術の導入及び機械化による作業改善と規模拡大を図るとともに、総合的病害管理及び効率的な土壌管理により、持続的な野菜生産を推進する。

オ 果樹

落葉果樹は、もも・かき等の既存産地の維持とぶどう・いちじく等の産地拡大を図り、消費者ニーズに即した高品質果実の安定生産・安定供給を推進する。

また、ハウス等による施設化及び品種の組合せによる出荷期間の拡大並びに低温流通に対応した出荷施設及び体制の整備を行う。

かんきつは沿岸・島しょ部の傾斜地を有効利用できる作物であり、地域農業の基幹作物として生産出荷体制が確立している。今後、担い手への農用地集積を推進するとともに、園内作業道の設置並びに園地改良、広域的な水資源の確保、防除及びかん水施設等の生産基盤による省力栽培体系の導入を図る。

また、消費者ニーズに応える高品質果実生産のための優良品種への転換及び系統更新を図る一方、高性能選果機の有効活用による高品質果実の安定出荷及び流通合理化を推進する。

カ 花き

花きは、きくでは、ハウス等の施設導入及び産地間の広域連携による出荷期間の拡大及び共同選花販売による生産出荷体制の合理化を進め、担い手の育成及び経営規模の拡大を推進する。

一方、都市近郊地域では個別経営体による施設型の切り花、鉢ものなど少量多品目の生産が行われており、今後は、生産から販売までの一貫した流通体制の整備を図るとともに、担い手を育成し、共同利用機械施設等の導入により大規模で効率的な園芸施設の整備を推進する。

キ い草

い草は、本地帯の特産物としての生産の合理化を図る。

い草の生産は、収穫期の労働力が障害となって経営規模の拡大が行えないため、共同育苗及び移植・刈取等の基幹作業の機械化による労働時間の短縮及び省力化により作付面積の維持を図る。

また、品質管理のための施設を整備するとともに、品質の向上と安定的な取引を確保し、需要の拡大に努め「備後表」のブランドの維持を目指す。

ク 乳用牛

酪農は、大きな消費地を抱える恵まれた生産条件を活用し、飲用牛乳の消費の定着と拡大を図りながら県内生乳の確保を行う。

酪農及び肉用牛生産近代化計画に基づいた振興施策の展開を図り、新たな投資を伴う飼養規模の拡大を図るだけでなく、地域の生産環境及び経営の実情に即し、現状規模で飼養管理技術などの向上による経営の効率化を推進する。

また、経営規模を拡大する場合は、過剰な投資とならないよう経営計画に十分配慮しながら、飼育施設はフリーバーン及びフリーストール方式、搾乳施設はミルクングパーラー方式、飼料給与はTMR（混合飼料）給与方式等の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備、耕種部門等地域との連携強化等環境保全対策を推進し、環境にやさしい酪農経営の展開を推進する。

ケ 肉用牛

肉用牛繁殖経営においては、集落法人の経営高度化のために繁殖部門の導入を推進するとともに、専門的な経営の飼養規模拡大に加え、既存資本及び生産者団体による大規模繁殖団地の新設を推進する。

また、繁殖経営の労働力軽減及び作業の効率化・合理化のため、キャトルステーション等のほ育育成施設の整備を推進するとともに、放牧の積極的な推進、地域の飼料供給センターの整備による共同化及び肉用牛ヘルパー事業への取り組みを進める。

肥育経営については、飼料給与方式の改善による肉質の向上及び肥育期間の短縮等による生産コスト低減を図るとともに、品質・規格の斉一化を高めるための出荷ロットの拡大及び定量・定質な安定生産を推進する。

コ 豚、鶏

中小家畜については、需要に即した計画的な生産を進めるとともに、家畜排せつ物処理施設の整備、耕種部門との連携強化等により環境保全対策及び資源循環型農業を推進し、環境にやさしい、競争力のある経営体の育成を図る。

また、家畜の健康管理と畜産物の安全管理に取り組み、消費者に安全で安心な畜産物を供給する体制を整備する。

サ 飼料作物

水田における飼料作物の作付及び水田放牧等の耕畜連携を推進し、飼料生産の効率化・省力化を図る。

② 中北部地帯

本地帯の農業生産は、土地資源と結びつく部門の規模拡大を基本とし、米、果樹のほか、需要の増大が見込まれる麦、大豆、野菜、花き及び大家畜を基幹作目として主産地形成の促進を図る。

特に、米作については今後の消費の動向に即して生産の合理化及び良質米主産地の育成を促進する。

以上の観点から本地帯の重点作目は、米、麦、大豆、野菜、果樹、花き、こんにゃく、乳用牛、肉用牛、鶏、豚及び飼料作物とし、今後における生産のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりとする。

ア 米

米は、生産コストの削減、生産性の向上及び高品質米の安定供給を目標に、麦・大豆等を組合せた水田営農の確立及び売れる米づくりを推進するため、低コスト栽培等新技術の導入・普及並びに共同利用施設の整備及び利用を促進する。

イ 麦

麦は、水田の高度利用を中心とした生産振興を図り、実需者ニーズに即した良質麦の安定供給及び収益性の向上を目標に、2年3作等の輪作体系への移行及び地場での加工・販売の取組を積極的に推進するため、効率的な生産体制、品質管理システムの構築、栽培技術の向上、排水対策の徹底、共同乾燥調製施設の活用等を促進する

ウ 大豆

大豆は、重点振興地域を中心に、重要な水田営農の作物として生産振興を行い、実需者ニーズに対応した品種導入及び水田経営所得安定対策の対象となりうる高品質な大豆生産とともに、地場での加工・販売を行うなど「売れる大豆づくり」を推進するため、排水対策の徹底及び品質・単位収量の向上に向け生産体系の団地化・組織化・機械化を促進する。

エ 野菜

野菜は、水田を利用した高収益作物として、冷涼な気象条件を活かし、土地利用型品目を中心に夏秋野菜の供給基地として一層推進するとともに施設を導入し、担い手を中心とした産地の育成・強化を図る。

また、産地間連携による広域的な集出荷システムの導入による安定供給体制の整備及び共同選果場等の出荷体制の整備により生産者の負担軽減を図り、新規参入及び経営規模の拡大を推進する。

このため、播種から収穫調製に至る機械化一貫体系及び省力栽培技術の導入並びに農用地の団地化、既存及び新規産地の育成、経営規模の拡大を図る一方、施設化を推進し、総合的病害虫管理及び水田の畑地化等の土壌改良による持続的野菜生産を推進する。

なお、出荷の近代化を促進するため、集出荷施設及び選果施設の整備並びに規格の統一、出荷規模の大型化、計画出荷等流通の近代化を推進する。

オ 果樹

果樹は、冷涼な気候を活かし、水田への果樹導入を推進し、担い手による新たな果樹産地の育成を推進する。

担い手の経営安定及び消費者への安定供給を図るためには、樹園地の集積、園地改良及び広域的な水資源の確保等の生産基盤整備を推進するとともに、産地間連携による共同販売体制及び安定供給体制の確立を図る。

一般法人によるぶどう、なし等の大規模産地では、生産、流通コスト低減などの経営の合理化を推進するとともに、産地ブランドの維持を図る。

一方で、小規模産地を形成するりんご、かき、なし等では、地域の気象条件及び立地条件を活かした特色ある経営が行われており、生産基盤整備及び共同販売体制の強化を図る。

また、担い手による産地の拡大を図るとともに、加工品の開発等により、ふるさと産品としての販路の拡大を進める。

カ 花き

花きは、水田を利用した高収益作物として、気温較差を活用した夏季の高品質花き生産を進める。

共同選花販売による集出荷体制の合理化を進めるとともに、交通基盤の整備による市場への輸送時間の短縮から広域産地連携出荷による販路拡大を進める。

また、生産出荷の近代化を促進するため、ハウス等の施設導入及び集出荷施設等の共同利用機械施設の整備を行い、担い手の経営規模の拡大を図る。

キ こんにゃく

こんにゃくは、本地帯の特産物として稲作との複合経営により生産されているが、生産の近代化と品質の向上を図る必要がある。

このため、集団産地の育成を図る農業生産基盤の整備を行い、管理作業の機械化、共同防除施設、原種ほの設置及び種いも貯蔵施設の整備を促進するとともに、優良種いもの利用、生いもを活用した地場での加工販売等の用途拡大を推進する。

ク 乳用牛

酪農は、大きな消費地を抱える恵まれた生産条件を活用し、飲用牛乳の消費の定着と拡大を図りながら県内生乳の確保を行う。このため、酪農及び肉用牛生産近代化計画に基づいた振興施策の展開を図ることとし、新たな投資を伴う飼養規模の拡大を図るのみでなく、地域の生産環境及び経営の実情に即し、現状規模で飼養管理技術などの向上による経営の効率化を図る。

また、経営規模を拡大する場合は、過剰な投資とならないよう経営計画に十分配慮しながら、飼育施設はフリーバーン及びフリーストール方式、搾乳施設はミルクングパーラー方式、飼料給与はTMR（混合飼料）給与方式等の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備、耕種部門等地域との連携強化等環境保全対策を推進し、環境にやさしい酪農経営の展開を図る。

ケ 肉用牛

肉用牛繁殖経営においては、集落法人の経営高度化のために繁殖部門の導入を推進するとともに、専門的な経営の飼養規模拡大に加え、既存資本及び生産者団体による大規模繁殖団地の新設を推進する。

また、繁殖経営の労働力軽減、作業の効率化・合理化のため、キャトルステーション等のほ育育成施設の整備を推進するとともに、放牧の積極的な推進、地域の飼料供給センターの整備による共同化、肉用牛ヘルパー事業への取り組みを進める。

肥育経営については、飼料給与方式の改善による肉質の向上と肥育期間の短縮等による生産コスト低減を図るとともに、品質・規格の斉一化を高めるための出荷ロットの拡大及び定量・定質な安定生産を推進する。

コ 豚, 鶏

中小家畜については、需要に即した計画的な生産を進めるとともに、家畜排せつ物処理施設の整備、耕種部門との連携強化等により環境保全対策及び資源循環型農業を推進し、環境にやさしい、競争力のある経営体の育成を図る。

また、家畜の健康管理と畜産物の安全管理に取り組み、消費者に安全で安心な畜産物を供給する体制を整備する。

サ 飼料作物

飼料作物については、生産コストの低減、経営の安定化及びたい肥の草地等への適切な還元による畜産基盤安定への対応を図るため、自給飼料の作付け拡大を推進する。

このため、農用地の集積による作付規模拡大及び飼料作物優良品種の活用による単収量の増大により生産コストの低減及び品質の向上を図る。

また、作付規模の拡大、高齢化等に伴う労働力不足等に対応するため、集落法人による飼料作物生産、農用地利用の集団化、飼料生産の共同作業及びコントラクター（飼料生産受託組織）の育成等による効率的な生産体制の構築を推進するとともに、水田における飼料作物の作付及び水田放牧等の耕畜連携を推進し、飼料生産の効率化・省力化を図る。

(3) 広域整備の構想

広域的な農業近代化施設の整備については、その受益の範囲等からみて、広域的な見地から整備を図ることがより効果的なものは地域の実態とともに社会経済的条件の変化に留意しながら積極的に推進する。

広域施設の整備については、技術革新に対応した高能率の施設整備を図るとともに、流通形態の多様化及び消費者のニーズにも即した広域加工処理施設及び資源循環型農業推進のための家畜排せつ物処理施設を整備する。

① 野菜集出荷施設

野菜の集出荷体制は、野菜の需要の動向に即して出荷規模の拡大を促進し、流通の合理化を図るため、集出荷規模、野菜の特性、地域の実情等に即して集出荷場を設置し、選果機、自動梱包機、低温貯蔵施設等の整備を図り、あわせて共同販売体制の確立等流通機構の合理化を推進する。

② 果樹広域選果場

かんきつ類においては、地理的条件に基づいた地域で、光センサー選果機等高性能選果機を導入した大規模選果施設の整備が行われ、ほ場単位の生産情報の活用により、情

報の高度化と物流の迅速化に対応した生産販売体制が整備されている。

今後は、市場の大型化、流通形態の変化及び消費者ニーズの多様化に対応するとともに、架橋など整備された交通網を活用し、更に効率的な集出荷体制を再構築する。

③ 家畜取引市場

地域家畜市場は、平成4年度に三次家畜市場に再編整備され、農協組織による集荷・販売体制が確立している。

今後は、中国地方における中核的な市場として位置付けられるよう、県外からの集荷体制の確立及び市場高度化施設の整備を進め、市場機能の高度化を推進する。

④ 食肉処理施設

食肉処理加工施設は、県西部（広島市中央卸売市場食肉市場）、北部（全国農業協同組合連合会広島県本部三次食肉加工センター）、東部（福山市食肉センター）の3ヶ所に整理統合され、生産と消費地域を結ぶ食肉流通の拠点として重要な機能を果たしている。

BSEの発生に端を発した、食肉等に関する消費者の不安解消のためには、生産から流通段階における安全性の確保が重要な課題であり、生産履歴および流通履歴表示に対応した施設整備を進める。

一方、輸入食肉との価格競争に対抗する上で、食肉流通コストの削減が必要であるため、部分肉流通センターの有効活用を進め、より効率的な流通体制の整備を図る。

⑤ 家畜排せつ物処理施設

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の制定に伴い策定した広島県家畜排せつ物利用促進計画に基づき、家畜排せつ物処理施設から生産された堆肥の地域内又は経営内での利用を図る。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

（1）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

小規模零細な経営から脱却し、力強い農業構造の確立を図るため、将来にわたり永続的な農業生産活動が可能となる経営力の高い経営体を育成し、稲作中心から、付加価値の高い園芸などへの経営転換（経営の高度化）を進めている。

こうした中、今後、高度な技術及び新たな発想を持って経営の高度化に取り組もうとしている経営力の高い担い手にとって、意欲ある新規就農者の確保が課題となっている。

一方、新規就農を希望する者にとって、農業技術の習得や、農用地の確保、施設・機械整備などが経営の早期安定化に向けての課題となっている。

こうした課題を解消していくため、県及び地域の関係機関が連携し新規就農者を育成する仕組みづくりを推進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

① 研修施設

ア 広島県立農業技術大学校

これからの新しい農業・農村を創造するため、先端技術を取り入れた実践教育を中心とした教育・研修を地域と連携して行い、農業の中核となる人材を育成する。

イ 広島県立総合技術研究所 農業技術センター

開かれた試験研究機関として、農業に関する試験研究及びその成果の普及指導等を行う。

ウ 広島県立総合技術研究所 畜産技術センター

開かれた試験研究機関として、畜産に関する試験研究及びその成果の普及指導等を行う。

② 生活環境の整備

農業を担うべき者の定住を図るため、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）等と調和を図り、生活環境の整備を進める。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

① 農業技術の習得

農業を担うために必要な技術を、広島県立農業技術大学校等で実施する研修等において早期習得を支援する。

② 就農及び経営向上のため必要な各種の情報提供

集落法人等への就農等、多様な就農形態に対応するため、県において、就農関連情報を一元化し、情報提供及び個別の就農相談を行う。

③ 就農の仕組みづくり

市町・JA 等地域が中心となって意欲ある人材を集落法人等に受入れ、育てていくなど

新規就農者の確保・育成の仕組みづくりを支援するとともに、新たな人材が野菜、果樹、畜産などの技術を習得するために必要な施設・機械の整備を支援する。

④ 円滑な就農等に必要な資金手当

円滑な就農への誘導及び就農後の経営安定を図るため、認定農業者においては農業近代化資金等の活用により、農業経営を開始する際の機械及び施設等の導入に必要な資金について支援する。

⑤ 食農教育の推進

農業・農村に対する理解の促進を図るため、学校等で取組まれている農業体験学習及び学校給食等における地域食材の活用を促進する。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項(法第4条第2項第3号へ)

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農村地域は、小規模零細な農業構造の上、国際化及び産地間競争の激化による農業生産の減退により、農家所得に占める農業所得の割合は減少している。

このため、若年層を中心とした農村地域からの人口流出が依然として続いており、人口構成の高齢化の進展など地域振興上重大な問題を抱えている。

このような情勢の下で、農村地域が、食料の安定供給、自然環境の保全及び健全で活力ある地域社会の維持形成などの役割を果たす地域として発展するためには、農村地域における主要な産業である農業が、産業として自立できるものとなる必要がある。

このため、経営力の高い担い手を中心とした力強い農業構造の確立実現を早急に進め、農産物の高付加価値化等による農業の振興を図るとともに、農林水産業・商業・工業が連携した取組により地域の活性化を図り、不安定な就業形態にある兼業農家の安定した就業機会の確保に努める。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

① 地域資源を活かした農業の高付加価値化の推進

山村振興等農林漁業特別対策事業等により整備された地域農畜産物加工施設、販売施設等の効果的な活用及び多彩な自然環境・地域資源を活かした都市住民等への販売促進により、地元における安定的な就業機会の確保を図る。

② 農村地域工業等導入促進法等に基づく企業立地の推進

農村地域への工業等の導入に当たっては、優良な農用地の確保に留意しつつ、立地条件及び輸送条件、市場との関連を考慮して地区を設定し、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）等に基づく施策との連携を図る。

なお、農村地域への工業等の導入に伴い増加する労働力に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分留意しつつ、導入される工業等の特質に応じ、農業で自立しがたく他産業への就業を希望する農業従事者を重点的に充て、これらの者の安定的な就業機会の確保を図る。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

（1）生活環境施設の整備の必要性

本県の農村地域は、散在、散居が多く、しかも過疎化が著しく、土地条件の不利な地域等もあり、生活環境の整備が都市部に比べ立ち遅れている。

一方、都市部及び近郊では農村の混住化及び農家の生活様式の都市化によって伝統的な農村景観の喪失、地域社会のまとまりが希薄化しつつある。

このような状況の中で、農村地域における定住の促進や農村環境を改善し、かつ維持するためには、農村地域における構造改善とあわせて農村地域の良好な生活環境を確保するための施設の整備等を推進することが必要である。

（2）生活環境施設の整備の構想

農村地域の多様で豊かな自然を活かし、定住者及び来訪者の双方が共感できる快適な生活空間を創出するため、計画時点から住民自らの参画を促し、各地域の自然条件・立地条件を活かした地域づくりを地域の選択と責任により推進する。

生活環境施設の整備に当たっては、既存施設の有効利用を図るとともに、類似施設との機能分担を明確にし、地域住民の連帯意識の醸成を助長し、計画時点から住民自身の参画を積極的に促進するとともに、施設の維持、運営に関する協定制度を活用して当該施設の適正な維持、運営を促進する。

なお、生活環境施設の用地の選定に当たっては、自然環境の保全及び市町整備計画との整合を図り、優良な農用地の保全に十分配慮を行う。

また、生活環境整備については非農業者とも合意形成を図り、農村地域における快適な生活空間の創出を図る。